平成２７年６月２２日

衆議院平和安全法制特別委員会

**憲法と集団的自衛権について**

駒澤大学名誉教授　西　　修

１．結論部分

（１）憲法第９条の成立経緯を検証すると、同条と第６６条２項とは不可分の関係にあり、自衛権の行使はもちろん、「自衛戦力」の保持は認められる。

（２）比較憲法の視点から調査分析すると、平和条項と安全保障体制（集団的自衛権を含む）とは矛盾しないどころか、両輪の関係にある。

（３）文理解釈上、自衛権の行使は、まったく否定されていない。

（４）集団的自衛権は、個別的自衛権とともに、主権国家のもつ「固有の権利（自然権）」（国連憲章第５１条）である。**枝野幸男氏（現民主党幹事長）「そもそも、こうして個別的自衛権か集団的自衛権かという二元論で語ること自体、おかしな話です。そんな議論を行っているのは、日本の政治家や学者くらいでしょう」（**「憲法九条、私ならこう変える」『文藝春秋』２０１３年１０月号）。

（５）集団的自衛権の目的は「抑止効果」であり、その本質は「抑止効果にもとづく自国防衛」である。そのような国際的な共通認識のもとに、世界では集団的自衛権の網が張りめぐらされている。北大西洋条約とワルシャワ条約の存在があったからこそ、ヨーロッパで冷戦が熱戦にならなかった。

（６）わが国は、国連に加盟するにあたり、何らの留保も付さなかった。国連憲章第５１条を受け入れたとみるのが、常識的。

（７）個別的自衛権にしろ、集団的自衛権にしろ、「自衛権の行使の枠内にあること」「国際社会の平和と秩序」を実現するという憲法上の要請にもとづき、その行使は、政策判断上の問題。憲法解釈と政策判断の問題を明白にしてこなかったことが混迷の最大の要因。

（８）政府は、「恒久の平和を念願し、（中略）国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」（前文）、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」（９条１項冒頭）するという国民の願いを受け止め、国際平和の推進、国民の生命、安全の保持等のため、最大限の方策を講ずるべき義務を負っている。

（９）国会は、自衛権行使の範囲、態様、歯止め（制約）、承認のありようなどについて、審議を尽くすべきである。

（１０）今回の安全保障関連法案は、「新３要件」など、限定的な集団的自衛権の行使容認であり、明白に憲法の許容範囲である。

＊以上につき、（１）～（９）は私の年来の主張。

**２．憲法第９条と自衛権の行使との関係**

**（１）第９条の成立経緯から　資料①**

①マッカーサー・ノート（昭和２１年２月３日）

・「自衛戦争をも放棄」

②GHQ民政局次長で『日本国憲法』作成案の運営委員長チャールズ・ケーディス大佐の修文（「自衛戦争放棄」の部分を削除など）→２月１３日、『総司令部案』（『マッカーサー草案』）として日本側に提示

・削除の理由「非現実的と思ったから」（昭和５９年１１月ほか、西〈ケーディス氏には４度の会見〉に対する明確な返答）

③いわゆる芦田修正（衆議院小委員会、昭和２１年８月）

・自衛のためならば、「自衛戦力」を保持しうるとの解釈の余地。

④極東委員会で熱論（昭和２１年９月）

・中国代表「（芦田修正によって）、常識は、われわれにつぎのことを教えてくれるであろう。すなわち、戦争目的や国際紛争解決のための威嚇として軍事力を行使すること以外の目的（西注：自衛の目的）であれば、軍隊の保持を認めることになろう」（昭和２１年９月２１日）。

⑤貴族院の段階で、極東委員会の強い要求を受けて、現在の第６６条２項が導入（昭和２１年１０月）。

・「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」

・その理由　自衛のためなら軍隊の保持が可能→軍人が輩出→軍人が大臣になればミリタリー・コントロール→民主主義の要諦としてのシビリアン大臣制が必要。

**＊小括　憲法第９条は、文民条項の導入と不可分の関係。これが冷厳な歴史的事実。しかしながら、政府は極東委員会でどんな議論があったか知らないまま、それぞれ別個のものとして解釈してきた。その結果、昭和４０年まで「文民」に自衛官を含めるという致命的に誤った解釈をとってきた。**

**学説も同様。この事実に着目した憲法第９条解釈は目にしない。**

**（２）各国憲法と平和条項－比較憲法の視点から**

①世界の成典化憲法と平和条項　**資料②**

世界の成典化憲法１８８のうち、少なくとも１５８カ国（８４％）の憲法に平和条項を見いだすことができる。そのうち、自国の安全保障体制を完全に否定している国は皆無。

「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」と同様の規定をおく憲法　イタリア憲法第１１条、アゼルバイジャン憲法第９条、エクアドル第４条など　いずれも軍隊を保持し、兵役の義務規定あり。

②１９９０年代以降に制定された新憲法の動向（態様）**資料③**

１０２カ国の憲法中、国家緊急事態条項を入れていない憲法は皆無。平和条項と国家緊急事態条項とは不可分の条項として認識されている。

**＊小括　憲法の平和条項と国の安全保障体制（集団的自衛権を含む）の保持とは、まったく矛盾しないどころか、一体の関係にある。これが国際社会の常識。**

**（３）文理解釈の視点から**

①砂川事件に対する最高裁判所大法廷判決「わが憲法の平和主義は、決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。（中略）わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。（中略）憲法９条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないのである」（昭和３４年１２月１６日）。**資料④**

＊私の読み方　旧日米安保条約は、個別的及び集団的自衛権に言及し、「これらの権利の行使として、・・」とある。集団的自衛権を意識しつつ、両者を区別せずに、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」と言及。集団的自衛権を否定していないとみるのが自然。

②１項と２項との関係について　１項で放棄しているのは、「侵略戦争」であり、侵略のための「武力による威嚇又は武力行使」です。２項で保持されないのは、「侵略戦争を目的とする陸海空軍その他の戦力」であり、そして認められないものは、自衛権の範囲を超える「交戦権」であること、ということになります（拙著『いちばんよくわかる！憲法第９条』海竜社、２０１５年）

参考：帝国議会で、憲法担当国務大臣として獅子奮迅の活躍をした金森徳次郎氏の述言。「私の意見は、極めて簡単だ。すなわち自衛戦争をすることは何等理論上の問題はないのである。（中略）１項で堂々と侵略戦争を放棄していながら、２項でまた重ねて一切戦争をしませんというような表示は脳味噌のおかしな人でなければできないのだ」（『憲法うらおもて』学陽書房、１９６２年）。

**＊小括　わが国が、「必要な自衛の措置をとりうることは国家固有の権能として当然」であり、第９条は、「他国に安全保障を求めることを何ら禁じていない」。１項と２項で、放棄、不保持、否認されている中身を明白にすることが鍵。**

**３．集団的自衛権とは何か**

**（１）典型としての北大西洋条約第５条（要約）**

・同盟国のいずれか１カ国以上に対する武力攻撃を同盟国全体に対する攻撃とみなして、地域の安全を回復し、および維持するために、兵力の使用を含めて必要と認める行動を共同してとることにより、被攻撃国を共同で援助すること。

・今日、北大西洋条約（２８カ国）をはじめ、米州相互援助条約（１８カ国）などの他国間条約や、米韓相互防衛条約、米フィリピン相互防衛条約などの２国間条約などが張りめぐらされ、自国防衛の用に供している。これが世界の現状。集団的自衛権の方が、自国のみの防衛より、はるかに安全で安上がりだから。国際的な共通認識。

**（２）その目的は抑止効果。それにもとづく自国防衛が本質。**北大西洋条約（NATO）とワルシャワ条約の存在がヨーロッパでの戦争を抑止してきたという冷厳な事実に目を向けるべき。

　スイスは、永世中立国として、集団的自衛権は否定、ただし、ハリネズミのような重武装、徴兵制。集団的自衛権の禁止派は、このような国防体制を取ることを望んでいるのか。

**（３） 国連憲章第５１条**

　集団的自衛権を個別的自衛権とともに、加盟各国が有する「固有の権利」と規定されている。国連で公用語とされている仏語、中国語では「自然権」の語が当てられている。人が生まれながらにしてもっている権利が自然権であるように、国家がその存立のために当然に保有している権利が、個別的自衛権であり、集団的自衛権である。そこになんらの差異が設けられていない。

**（４） 集団的自衛権が国連憲章に入れられている理由**

.アメリカ、イギリス、フランス、ロシアおよび中国の５大国が拒否権をもっている集団安全保障体制だけでは、自国の防衛を期待できないから。現在の集団安全保障体制では、ある国が国連憲章に反するような行為を行えば、最終的には軍事的措置を講じることができるが、そのためには上記５カ国のすべてを含む安全保障理事国１５カ国のうち、９カ国の賛成が必要である。とくに常任理事国５カ国中、いずれか１カ国でも反対すれば、効果的な措置をとることができない。そんな間隙を埋めるための有効な措置として存在するのが集団的自衛権。

**＊小括　集団的自衛権の意義、成立経緯、目的、本質を、国際的な共通理解にしたがって、正しくすることが必要。**

**４．政府と学説の解釈について**

**（１）政府の統一解釈**「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第９『』条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（昭和５６年５月２９日の『答弁書』）。

・この答弁書の淵源は、昭和４７年１０月１４日に政府が作成した『資料』に依拠する。当時は、「非武装と反安保」を唱える社会党が一定の勢力を保ち、同党の執拗な攻撃に対して、政府は防戦を余儀なくされた。したがって、論理的な帰結というよりも、政治的な解決という色彩が色濃く反映された結果といえる。

　**（２） 政府解釈に対する基本的疑問**

・「日本は主権国家であり、憲法上、自衛権の行使が否定されていないのならば、なぜ集団的自衛権の行使が認められないのか。国際法上、主権国家として当然に認められている集団的自衛権の行使を認めないというのは、日本は主権国家ではないというのか。集団的自衛権の行使は、なぜ憲法上、許される必要最小限度を超えるのか。憲法上、許される必要最小限度の集団的自衛権の行使はありうるのではないか」。そんな根本的疑問に十分に答えないまま、何十年も過ぎてきたのが現状だ。そしてそこに解釈上の「切れ目」が生じていたわけである。

**（３）憲法学説に対する評価**　東京大学教授から最高裁判所裁判官に転進した伊藤正己氏の指摘　「民商法、刑事法などの領域では、明治以来、今日まで、学説と判例は、一般的に手をたずさえて解釈法理を発展させてきた。学説と判例は協調し、その間に著しい格差はなかった。ところが、憲法の領域では学説と判例の落差が相当に大きいように思われる。率直にいって、民刑事の領域に比較して、憲法判例の場合に裁判官を指導する力に乏しい気がした」（日本公法学会『公法研究』第５９号、日本国憲法公布５０周年を記念した公法学会にて）。

**＊小括**　**政府は、本来、不可分の関係にある個別的自衛権と集団的自衛権とを振り分け、集団的自衛権をすべて「必要最小限度を超え、憲法違反である」と唱えた十分な根拠を提示してこなかった。**

**多くの憲法学説は、観念的で、非現実的であるように感じられる。**

**５．憲法第９条の評価**

「当草案は戦争一般の抛棄を規定しております。これに対して共産党は他国との戦争の抛棄のみを規定することを要求しました。さらに他国間の戦争に絶対に参加しないことも要求しましたが、これらの要求は否定されました。この問題は我が国と民族の将来にとってきわめて重要な問題であります。ことに現在の如き国際的不安定の状態のもとにおいて特に重要である。（中略）現在の日本にとってこれ（西注：政府草案第２章第９条）は一個の空文にすぎない。（中略）日本共産党は、一切を犠牲にして、我が民族の独立と繁栄のために奮闘する決意を持っているのであります。要するに当憲法第２章は、我が国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある。それゆえに我が党は民族独立のためにこの憲法に反対しなければならない」『官報号外』昭和２１年８月２５日、第９０回帝国議会衆議院議事速記録第３５号、原文はカタカナ）。

（参考：山口富男「『日本共産党憲法草案』（１９４６年）の歴史的意義―いまなぜ光をあてるのか―」日本共産党中央委員会付属社会科学研究所『憲法の原点』１９９３年）。

**６．治癒策**

（１）政府および学説は、第９条の成立経緯および国連加盟時の原点（自衛権の行使、自衛戦力の保持、個別的・集団的自衛権の容認）に立ち戻り、解釈の再構成をすべき。それがダメならば、

（２）究極の憲法改正国民投票

「私は提案したい。第９条を誰が読んでも自衛戦力さえもてない非武装条項に改めることと、誰が読んでも自衛戦力（軍隊）をもてるような条項に改めるための二者択一の国民投票を実施することを」（拙著、前掲書）。

**７．国会の審議に切望することーおわりに**

　・わが国をめぐる厳しい国際社会の現実を直視し、安全保障法体制を大所高所から論じていただきたい。

・「国家」あっての「憲法」であって、「憲法」あっての「国家」ではないことを確認していただきたい。

**資料①　憲法第９条と文民条項の成立経緯**

（１）原点としてのマッカーサー・ノート第二原則

　「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。日本は、紛争を解決するための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な意思に委ねる。

いかなる日本の陸海空軍も、決して認められず、またいかなる交戦権も、日本軍隊に対して決して与えられない。」

（２）ケーディスの修文（＝『総司令部案』）

「国権の発動たる戦争は、廃止する。武力による威嚇または武力の行使は、他国間との紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。

陸軍、海軍、空軍その他の戦力は、決して認められることはなく、また交戦権も、国家に対して与えられることはない。」

（３）芦田修正（＝現行第９条）

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

・芦田均氏の昭和３２年、憲法調査会における発言。「私は一つの含蓄をもってこの修正を提案したのであります。『前項の目的を達するため』という辞句をそう入することによって原案では無条件に戦力を保有しないとあったものが一定の条件の下に武力を持たないということになります。日本は無条件に武力を捨てるのではないということは明白であります。そうするとこの修正によって原案は本質的に影響されるのであって、したがってこの修正があっても第九条の内容に変化がないという議論は明らかに誤りであります。これだけは何人も認めざるを得ないと思うのです」。

（４）文民条項の導入

・「第三委員会は、『すべての大臣は、シビリアンでなければならない』という条項を日本国憲法のなかに入れるべきとするソ連の提案について、注意深い考慮を払った。日本語の案文は、衆議院で修正された結果、いまや第九条一項で定められた以外の目的（注:自衛の目的）であれば、軍隊の保持が認められると日本国民に解釈されうるようになったことに気づいた。そのようになれば、内閣に軍人を含めることが可能になろう。それゆえ、第三委員会は、極東委員会が連合国最高司令官に対して、この疑念を伝えるとともに、日本国憲法に『内閣総理大臣を含むすべての国務大臣は、シビリアンでなければならない』という条項を入れるよう主張すべきことを勧告する」（極東委員会第三委員会『声明』昭和２１年９月２０日）。

・９月２２日、陸軍次官補ピーターセンから連合国最高司令官（マッカーサー元帥）宛ての至急電。「シビリアン条項を現段階で日本国憲法草案のなかに入れることにそれほど困難を伴わないとすれば、貴官はそのことを真剣に考慮すべきであると信ずる」と書き添えられてあった。

・９月２４日　ホイットニー民政局長が吉田首相に対してシビリアン条項の導入要請

・９月２８～１０月２日　貴族院小委員会にて審議

　**＊強引な押し込み**宮澤俊義（東京帝大教授）委員の「自己欺瞞」発言　「憲法全体が自発的に出来ているわけではない。指令されている事実はやがて一般に知れることと思う。（中略）重大なことを失った後でここで頑張ったところで、そう得るところはなく、多少とも自主性をもってやったという自己欺瞞にすぎない」（１０月１日、小委員会=非公開）。

・１０月６日　貴族院本会議で可決

**資料②　世界の現行憲法と平和条項**

２０１５年１月末日更新

 （駒澤大学名誉教授　西　　修）

**平和条項の態様と採用国数**

1. 和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む）　アルバニア、インドネシア、インドなど

②国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）　アルゼンチン、ハンガリー、ポルトガルなど

③内政不干渉　ブラジル、中国、エチオピアなど

④非同盟政策　アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど

⑤中立政策　オーストリア、スイス、マルタなど

⑥軍縮　バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど

⑦国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲　デンマーク、フランス、ドイツなど

⑧国際紛争の平和的解決　アルジェリア、エクアドル、ニカラグアなど

⑨侵略戦争の否認　フランス、ドイツ、韓国など

⑩テロ行為の排除　スペイン、ブラジル、チリなど

⑪国際紛争を解決する手段としての戦争放棄　アゼルバイジャン、エクアドル、イタリア、日本

⑫国家政策を遂行する手段としての戦争放棄　フィリピン

⑬外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置　ベルギー、モンゴル、フィリピンなど。

⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除　カンボジア、コロンビア、パラオなど

⑮（自衛以外の）軍隊の不保持　コスタリカ、パナマ

⑯軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）　パプア・ニューギニア、南アフリカ、ネパールなど

⑰戦争の宣伝（煽動）行為の禁止　クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

**＊１項目でも規定のある成典化憲法国　１８８カ国中１５８カ国（８４．０％）**

**資料③　１９９０年２月（ナミビア）以降、２０１４年１月（チュニジア）までに新しく制定された各国憲法（１０２カ国）の動向（態様）―新しい権利、平和主義・国家非常事態対処条項等を中心に**

２０１５年１月末日更新

（駒澤大学名誉教授　西　　修）

1. 環境の権利・義務・保護　ネパール、コロンビア、パラグアイなど９１カ国（８９．２％）
2. プライバシーの権利　ポーランド、ブルガリア、ウクライナなど８６カ国（８４．３％）
3. 知る権利　アルバニア、マダガスカル、ボリビアなど５８カ国（５６．８％）
4. 家族の保護　カンボジア、タイ、ブータンなど８７カ国（８５．２％）
5. 政　党　モロッコ、アルジェリア、アルゼンチンなど９２カ国（９０．１％）
6. 国民投票（憲法改正を含まず）　スイス、フィンランド、エクアドルなど７１カ国（６９．６％）
7. **平和主義　東チモール、コソボ、アフガニスタンなど１００カ国（９８．０％）**
8. 憲法裁判所　ルーマニア、モンゴル、スロベニアなど６５カ国（６３．７％）
9. **国家非常事態対処　スイス、ロシア、フィンランドなど１０２カ国（１００％）**

＊多くの国に国防・兵役の義務規定あり。

**資料④　砂川事件に対する最高裁判所大法廷判決（骨子）**

**・旧日米安保条約（１９５１年９月８日作成、１９５２年４月２８日発効）**

**（前文、抜粋）**

　「平和条約は、日本国が主権国として集団安全保障取殛を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。」

**・判決文**

「（憲法９条に）いわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法９条２項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによって補ない、もってわれらの安全と生存を確保しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決（西注：東京地裁の違憲判決）のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されるものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであって、憲法９条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。（中略）

平和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別的および集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基き、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。それ故、右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当っては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議された上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である」。

田中耕太郎長官の「補足意見」「およそ国家がその存立のために自衛権をもっていることは、一般に承認されているところである。自衛は国家の最も本源的な任務と機能の一つである。（中略）一国の自衛は国際社会における道義的義務でもある。（中略）今日はもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛はすなわち『他衛』、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従って自国の防衛にしろ、他国の防衛への協力にしろ、各国はこれについて義務を負担しているものと認められるのである。（中略）要するに我々は、憲法の平和主義を、単なる一国家だけの観点からでなく、それを超える立場すなわち世界法的次元に立って、民主的な平和愛好諸国の法的確信に合致するように解釈しなければならない。自国の防衛を全然考慮しない態度はもちろん、これだけを考えて他の国々の防衛に熱意と関心とをもたない態度も、憲法前文にいわゆる『自国のことのみに専念』する国家的利己主義であって、真の平和主義に忠実なものとはいえない。」

**主要参考文献（拙著より）**

『いちばんよくわかる！憲法第９条』（海竜社、２０１５年）

『憲法改正の論点』（文春新書、２０１３年）

『図説　日本国憲法の誕生』（河出書房新社、２０１２年）

『現代世界の憲法動向』（成文堂、２０１１年）

『日本国憲法成立過程の研究』（成文堂、２００４年）

『日本国憲法はこうして生まれた』（中公文庫、２０００年）

『日本国憲法を考える』（文春新書、１９９９年）

『日本国憲法の誕生を検証する』（学陽書房、１９８６年）

“Ten Days Inside General Headquarters(GHQ)”(Seibundo,1989)

“The Constitution and the National Defense Law System in Japan ”

(Seibundo,1987) など。

**新３要件**

①わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされる明白な危険のある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること。